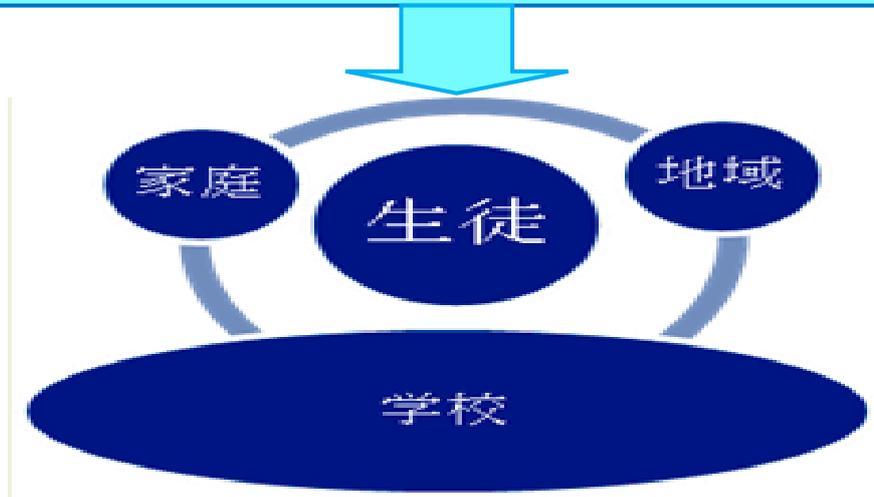


いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」

(平成29年 施行)

「いじめ防止対策推進法」は社会総がかりでいじめの問題に向き合い、
対処をしていくための、基本的な理念や体制を定めた法律です。



- 学校や地域のいじめの問題への対応が「計画的」「組織的」に実行されます。
- 学校が、いじめの通報の窓口になります。
- 生命・身体に関わる事態について、調査組織を編成するなど「重大事態」について事実関係を調査します。

令和4年4月

草加市立青柳中学校

1 いじめの定義 *いじめ防止対策推進法（第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 留意点

- ①苦痛の有無を本人の発言のみに限定しません。また、学校生活の中で、生徒の表情、クラスの雰囲気等普段との相違に目を向けます。
- ②「あるかもしれない」と想定し、常に複数の目と様々な情報を活用することを念頭に置いて生徒を見守ります。
- ③インターネットを通じて行われる誹謗中傷や個人情報流失等については、日ごろの生徒指導や授業でも扱い、指導を行います。

2 取り組みの柱

(1) 予防・防止 *本方針の中心部となります

- ①学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、道徳心、コミュニケーション力、社会性の育成に努めます。

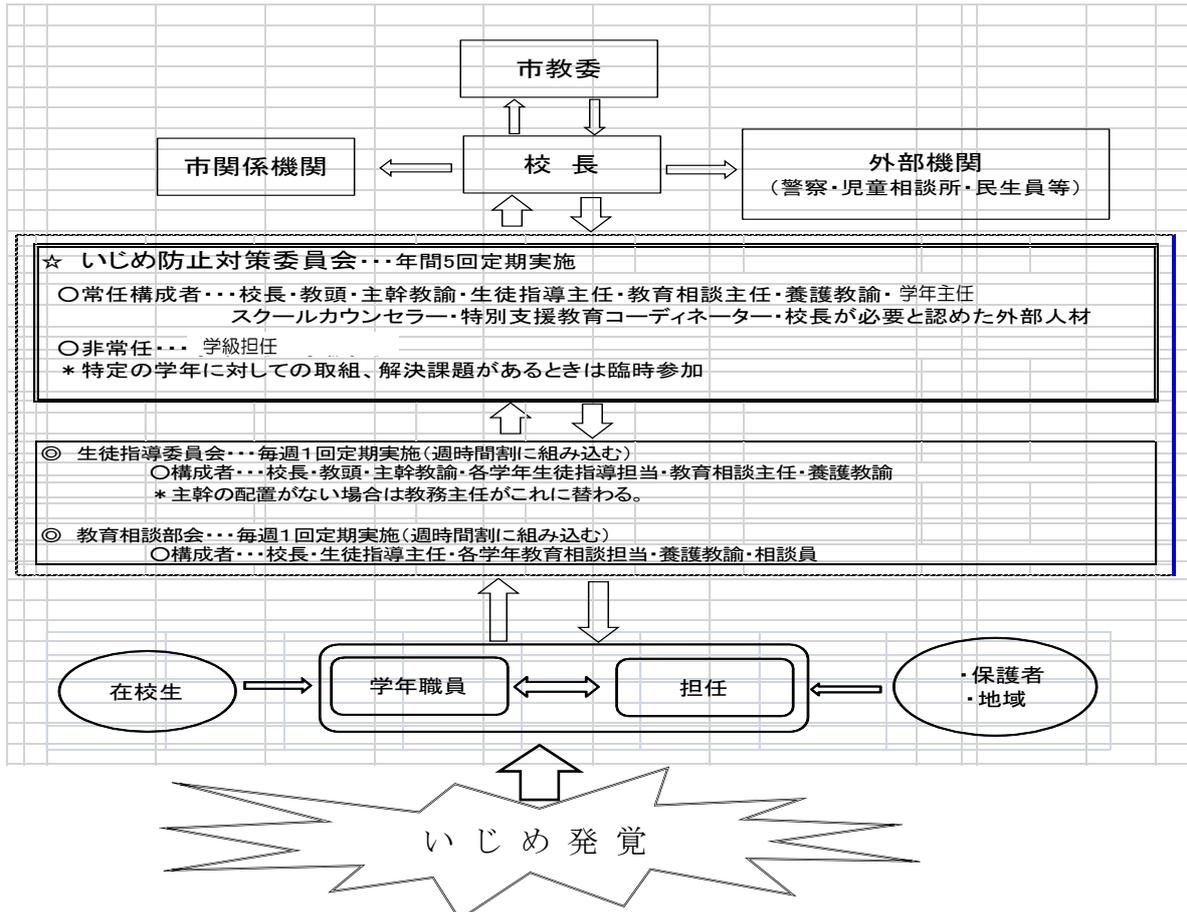
(2) 早期発見 *以下の3点について生徒に理解できるよう指導します。

- ①学校職員全員の目について
 - ・学校にいる大人全員が一人一人を守るために必要な事をいつも連絡しあい、生徒の安全を見守っていることを理解させます。
- ②地域目
 - ・保護者を含め、地域全体がみんなのことは見守っており、登下校や遊んでいるときも地域と学校が連携していることを理解させます。
- ③子どもたちの目の活用
 - ・お互いがお互いを見守ることが青中生の義務だと理解させます。また、先生を含む大人へ知らせることは「正義である」ことを理解させます。

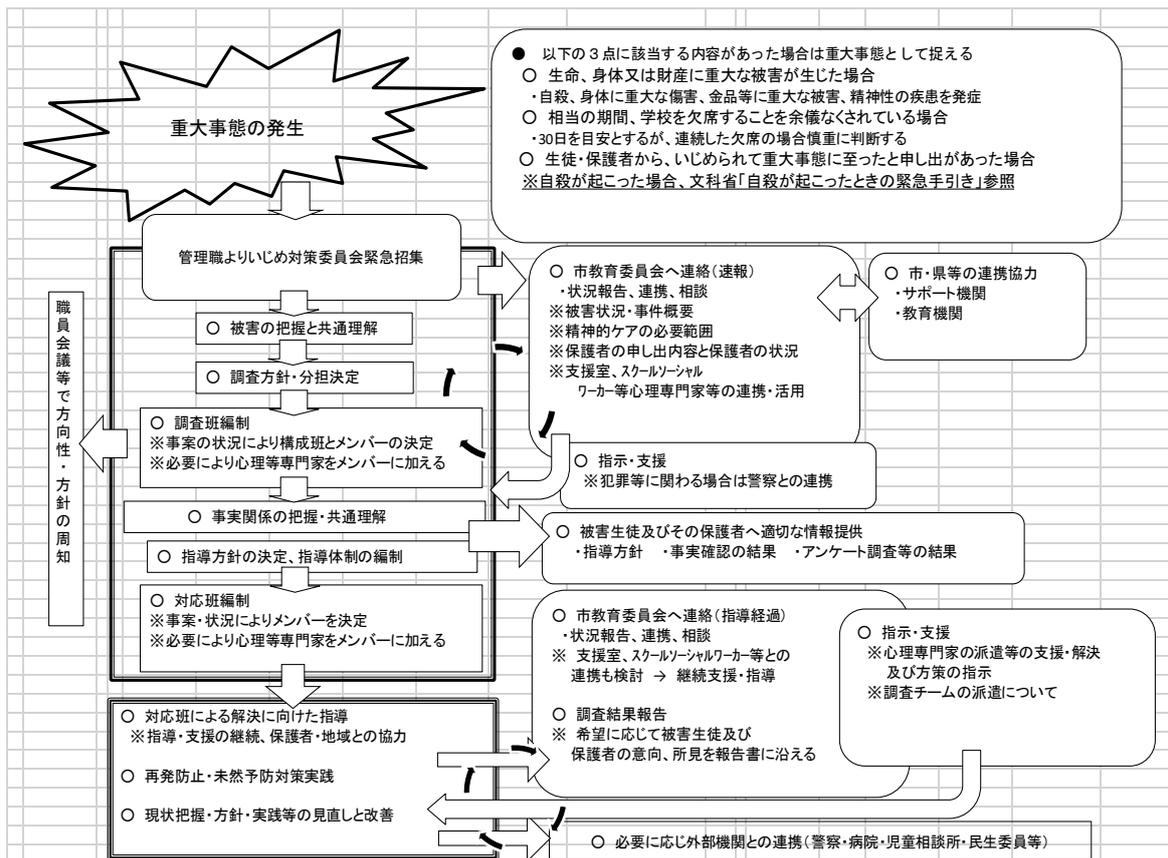
(3) 対処

- ①被害を受けた生徒とその保護者の心情を最優先に考え、誠意を持ち速やかに対応します。また、いじめの行為には毅然とした指導を徹底します。
- ②家庭・地域との連携を図り、学校と共通した指導を図れるよう努めます。
- ③被害者の保護者には事実確認と指導状況及び今後の指導方針を丁寧に伝え、意向を汲みながら指導を進めます。

◎いじめ発生時の対応組織図



◎重大事態発生時の対応組織図



いじめ防止の取り組み

月	取り組み内容
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○アセスメント ・校内のいじめの発生状況について ・問題行動の発生状況について ・解決及び未解決状況について ・不登校状況と原因について
4月	○さわやか相談室利用案内
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○各種アンケートによる実態把握…いじめ対策委員会① ○教育相談週間
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ実態調査 ・Q-U ○ピアサポート活動呼びかけ
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○各種アンケートによる実態把握…いじめ対策委員会② ○ピアサポート学習会 ・いじめ防止キャンペーンの実施（生徒会）
8月	○1学期の集計
9月	○教育相談週間
10月	○各種アンケートによる実態把握…いじめ対策委員会③
11月	○社会性アンケートの実施
12月	○各種アンケートによる実態把握…いじめ対策委員会④
1月	○2学期の集計
2月	○各種アンケートによる実態把握…いじめ対策委員会⑤

